

平成 30 年 3 月 7 日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画の策定について

株式会社ビーアイメディカル

女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、2015 年に「女性活躍推進法」が施行されました。法律では従業員 301人以上の企業は、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表を行う義務が定められています。

当社は、全従業員の 60%を占める女性の活躍機会を増やし、出産後も多様な人材が力を発揮できる職場の実現のため、以下の行動計画を策定します。

1. 計画期間：平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 2 月 29 日までの 2 年間
2. 目標：計画期間内に育児休業からの復帰率 80%以上を目指す。
3. 取組内容
 - ① 働くママの比率を把握し、社内でのネットワーク作りを支援する。
 - ② 出産・育児対象者向け「職場復帰支援プログラム」を通して円滑な職場復帰を実現し、より信頼関係を築くことで、職場復帰後の活躍を促進する。

面談	時期/対象	内容
産休前面談	産前 1～2 カ月 本人・上司・人事	<ul style="list-style-type: none"> ・職場復帰後の働き方を考え、それを実現させるために必要な支援体制や休業中の過ごし方を考える。 ・両立支援制度の内容を理解し、職場復帰における心構えを持つことで、漠然とした不安を解消する。 ・休業中における社内手続きの内容を確認する。 ・復職時の意識付けを上司から行う。
職場復帰面談	職場復帰前 本人・上司・人事	<ul style="list-style-type: none"> ・育休取得者：職場復帰に際し、活躍を期待される人材として自覚を持ち、仕事と育児の両立の心構えを持つ。 ・同じ立場にいる社員同士でのネットワーク作りを支援する。 ・復帰時の社内手続きの内容を確認する。
職場復帰面談	復帰時 本人・上司・人事	<ul style="list-style-type: none"> ・産休前面談で話しあった内容を振り返り、職場復帰後のキャリアや働き方について共有する。 ・本人の意欲や覚悟、上司が期待していることなどを共有する。 ・仕事と育児の両立を実践するにあたっての制約事項・不安事項を共有する。

本リリースに関するお問い合わせ先

株式会社ビーアイメディカル マーケティング部 広報担当

TEL : 0120-088-071

pr@bi-medical.co.jp